

第1章 組織・運営

1 組織と予算

鳥取県労働委員会は、昭和21年3月から、労働組合法第19条の12及び地方自治法第180条の5第2項の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における不当労働行為の判定、労働争議の調整等を行っている。

判定業務は労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続が開始されることとなるが、この判定業務は公益委員のみの権限とされている。

労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の区分があり、使用者及び労働組合等の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により、調整を開始することとされている。

また、当労働委員会では平成14年4月から、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に規定するあっせんについて、知事の委任を受けてその事務を行っており、平成17年4月1日からは、同条例に定める知事の労働相談等に関する事務を労働委員会事務局職員が補助執行している。

さらに、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働協約の拡張適用の決議等も行っている。

(1) 委員

労働委員会は、公益、労働者及び使用者の各側を代表する委員それぞれ各同数をもって組織する、いわゆる三者構成とされており、当労働委員会の場合、各側5名、計15名で構成されている。

労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命し、その任期は2年である。

当労働委員会の現任の委員は、令和7年10月27日に任命された第50期の委員であり、名簿は資料(39頁)のとおりである。

(2) あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働委員会が労働争議のあっせんに当たらせるために、学識経験を有する者を委嘱することとされている。

当労働委員会におけるあっせん員候補者は、内規により委員の任期と同じ任期を定め、資料(41頁)に掲げるとおり委員及び外部の学識経験者等により構成し、労働委員会規則第68条第1項の規定に基づき令和7年12月12日付けで鳥取県公報に公示している。

労働関係調整法の規定に基づくあっせんは、原則として、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(3) 個別労働関係紛争あっせん員候補者

個別労働関係紛争あっせん員候補者は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を委嘱することとされている。したがって、個別労働関係紛争あっせん員候補者は、上記(2)で示したあっせん員候補者名簿のとおりである。

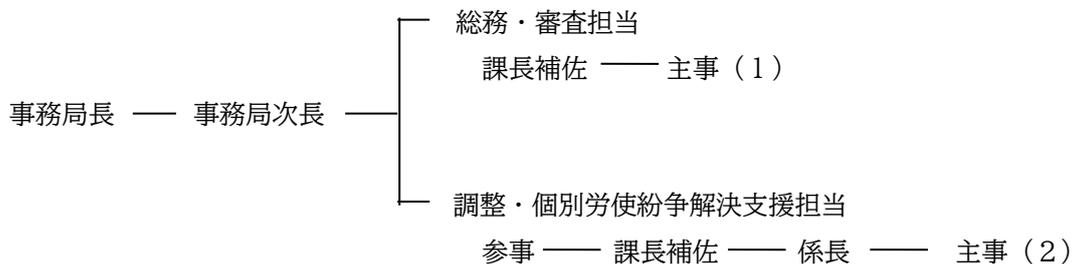
鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の規定に基づくあっせんは、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(4) 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項の規定により準用される同法第19条の11第1項の規定に基づき、その事務を整理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て、知事が任命する事務局長その他必要な職員を置くこととされている。また、事務局の組織については、労働組合法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が定めることとされている。

当労働委員会の事務局については、鳥取県労働委員会事務局組織規則により、組織、権限等が定められている。

なお、事務局の職員数は、現在9名であり、次のとおりである。

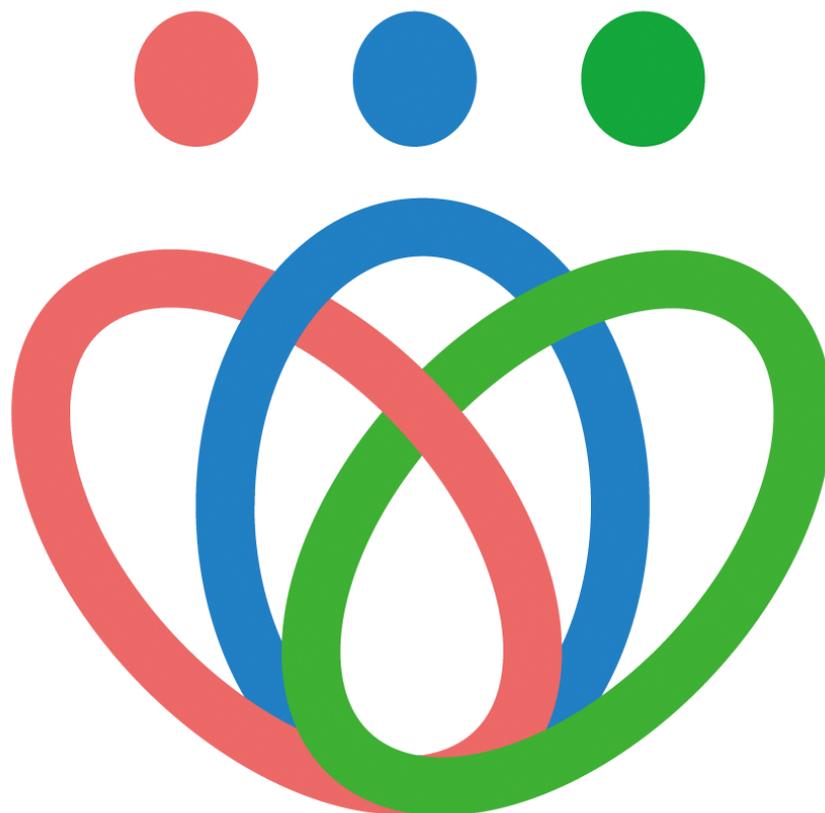


(5) 個別労使紛争解決支援センター（労使ネットとっとり）

当労働委員会が実施する個別労働関係紛争の相談及びあっせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、平成21年4月1日から当労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」を設置している。設置要綱は資料(71頁)のとおりである。

なお、より親しみやすく覚えやすいものとしてより一層の利用促進を図るため、「個別労使紛争解決支援センター」の愛称及びロゴマークを公募し、次のとおり決定している。

労使ネットとっとり ログマーク



労使ネットとっとり

(労使ネットの趣旨)

労使間に話合いのためにネット（網）を張り、紛争解決を支援します。

(ログマークの趣旨)

楕円の輪は、労働者と事業主とのトラブルの間に立ち会うあっせん員を表現しています。

公労使の三者構成の重なりにより、紛争が円満に解決し、和（ハートの輪）が生まれる様子をイメージしています。

(6) 労働委員会の予算

令和7年度当初予算は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	委員会費	事務局費	合 計
予 算 額	39,514	60,678	100,192

2 運営の概要

労働委員会の職務は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等労働関係法に定められるもののほか、労働委員会規則の定めにより執行されるが、その概要は次のとおりである。

なお、当労働委員会においては、平成14年度から鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事務を処理しており、平成17年度からは事務局職員による個別労働関係に関する労働相談も実施している。

(1) 労働委員会の会務は、会長が総理する。会長が職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。

(2) 労働委員会の会議は、労働組合法第21条及び労働委員会規則第2章の規定により、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会が予定されている。

当労働委員会においては、委員の全員で行う総会は原則として月2回、第2・第4の水曜日に開催し、労働委員会規則第5条に規定する事項を付議しており、公益委員のみによる公益委員会議は、不当労働行為、労働組合の資格審査等の労働委員会規則第9条に規定する付議事項を審議している。

(3) 労働組合の資格審査は、労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかについて、労働委員会規則第4章の規定により公益委員会議において会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは当該審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が指揮して行う。

(4) 労働委員会は、労働組合法第27条の規定により、使用者が労働組合法第7条の規定に違反して不当労働行為を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、その申立てが理由があるかどうかについて審問を行う。

不当労働行為の審査（調査及び審問のすべての手続をいう。）は、労働組合法第24条の2及び労働委員会規則第5章の規定により、公益委員会議において会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは当該審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が、指揮して行う。

審問開始前に審査の計画を定め、証拠調べを行い、命令を発するのに熟したときは事実の認定を行い、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部の認容又は申立ての棄却の命令を発する。

- (5) 労働委員会の命令の交付を受けた労働組合若しくは労働者又は使用者は、命令の交付の日から 15 日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができる。使用者については、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときは、当該命令の交付の日から 30 日以内に、労働組合又は労働者については、労働委員会の処分のあったことを知った日から 6 か月以内に、取消しの訴えを裁判所に提起することができることとされている。
- (6) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁は、労働組合法第 20 条及び労働関係調整法第 2 章から第 4 章まで並びに労働委員会規則第 7 章の規定により、あっせんにあつてはあっせん員候補者の中から会長が指名したあっせん員により、調停にあつては公、労、使各側を代表する調停委員により構成される調停委員会により、仲裁にあつては公益委員のうちから関係当事者が合意により選定した者につき会長が指名した仲裁委員 3 人からなる仲裁委員会によって、それぞれ行われる。
- (7) 労働争議の実情調査は、労働争議が発生したとき、会長が必要に応じ、委員、事務局長又は事務局職員に行わせ、又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。公益事業に係る労働争議の場合は、会長は速やかにこの調査をさせ又は依頼しなければならない。
- (8) 地方公営企業等労働関係法第 5 条第 2 項の規定による地方公営企業等従事職員のうち、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲は、労働委員会がその認定及び告示を行うこととされている。
- (9) 個別労働関係紛争のあっせんは、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第 4 条から第 10 条までの規定により、個別労働関係紛争あっせん員候補者の中から会長が指名した個別労働関係紛争あっせん員により行われる。
- (10) 個別労働関係紛争に関する労働相談は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第 3 条の規定により行われる。

3 労働委員会業務記録

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係
1	22 30	水 木	第1409回定例総会 中国地区労働委員会会長連絡会議、 事務局長連絡会議（岡山県）			
2	12 25 26	水 火 水	第1410回定例総会 労委労協中国ブロック幹事会（広島県） 第1411回定例総会			
3	2 12 26	日 水 水	日曜労働相談会（東・中・西部） 第1412回定例総会 委員勉強会 第1413回定例総会	6 14 21 25 28	木 金 金 火 金	令和7年（個）第1号事件受付 令和7年（個）第2号事件受付 令和7年（個）第3号事件受付 令和7年（個）第1号事件第1回あっせん （解決） 令和7年（個）第4号事件受付 令和7年（個）第2号事件終結（関与解決）
4	9 23	水 水	第1414回定例総会 委員勉強会 第1415回定例総会	2 21 25	水 月 金	令和7年（個）第3号事件終結（打切り） 令和7年（個）第4号事件終結（打切り） 令和7年（個）第5号事件受付
5	13 14 19 28	火 水 月 水	労委労協中国・四国ブロック総会及び研 修会（徳島県） 第1416回定例総会 委員勉強会 中国地区労働委員会連絡協議会定例総 会、事務局長連絡会議（島根県） 第1417回定例総会	9 15	金 木	令和7年（個）第6号事件受付 令和7年（個）第7号事件受付 令和7年（個）第8号事件受付
6	11 12 13 22 25	水 木 金 日 水	第1418回定例総会 公益委員会議 委員勉強会 全国労働委員会事務局長連絡会議 （和歌山県） 全国労働委員会会長連絡会議 （和歌山県） 日曜労働相談会（東・中・西部） 第1419回定例総会	2 27 30	月 金 月	令和7年（個）第5号事件終結（関与解決） 令和7年（個）第8号事件終結（関与解決） 令和7年（個）第7号事件終結（関与解決）
7	8 9 23 28	火 水 水 月	中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 （島根県） 第1420回定例総会 委員勉強会 第1421回定例総会 中国地区労働委員会事務局審査主管課 長会議（広島県：～29日）	14 28	月 月	令和7年（個）第9号事件受付 令和7年（個）第10号事件受付 令和7年（個）第6号事件終結（打切り）

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係
8	6	水	第1422回定例総会 委員勉強会	19	金 火	令和7年(個)第11号事件受付 令和7年(個)第10号事件終結(関与解決) 令和7年(個)第11号事件終結(打切り)
	27	水	第1423回定例総会			
9	4	木	公労使委員合同研修(東京都:~5日) 中国地区労働委員会事務局調整主管課長 会議(鳥取県:~5日)	17	水	令和7年(個)第9号事件第1回あっせん (解決)
	10	水	第1424回定例総会 公益委員会議 委員勉強会			
	24	水	第1425回定例総会			
10	8	水	第1426回定例総会 委員勉強会			
	19	日	日曜労働相談会(東・中・西部)			
	23	木	全国労働委員会事務局審査主管課長会議 (東京都)			
	24	金	全国労働委員会事務局調整主管課長会議 (東京都)			
	27	月	第1427回臨時総会 第1428回臨時総会			
11	12	水	第1429回定例総会	20	木 火	令和7年(個)第12号事件受付 令和7年(個)第13号事件受付
	13	木	全国労働委員会連絡協議会総会(~14 日)、公益委員連絡会議、使用者委員連 絡会議総会・応用研修会、労委労協総会 (東京都)			
	26	水	第1430回定例総会 企業視察研修			
12	1	月	公労使委員個別紛争専門研修 (東京都:~2日)	10	水 木	令和7年(個)第13号事件終結(取下げ) 令和7年(個)第12号事件終結(打切り)
	10	水	第1431回定例総会 委員勉強会			
	24	水	第1432回定例総会			

4 総会・会議

労働委員会が開催する会議は、定例総会、公益委員会議等がある。

なお、このほかに労働委員会相互間の関係を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

(1) 定例総会・臨時総会

労働委員会委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、不当労働行為救済申立事件審理の報告、あっせん、調停、仲裁等に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

令和7年には、定例総会が22回、臨時総会が2回開催された。

※令和2年から、Webによる参加も可能としている。

回別	月日	場所	付議事項等
1409回	1.22	労働委員室及びWeb参加	1 第1408回定例総会（12月25日）議事録の承認について 2 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議における議題（案）の提出について 3 出前講座について 4 日曜労働相談会のPRについて 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
1410回	2.12	労働委員室及びWeb参加	1 第1409回定例総会（1月22日）議事録の承認について 2 「令和7年度定例総会・諸会議・広報事業等開催計画（案）」について 3 令和6年度中国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 その他
1411回	2.26	労働委員室及びWeb参加	1 第1410回定例総会（2月12日）議事録の承認について 2 令和7年度労使関係セミナーについて 3 第150回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 4 令和7年度当初予算案について 5 日曜労働相談会について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他

回別	月日	場所	付議事項等
1412回	3.12	労働委員室及びWeb参加	1 第1411回定例総会（2月26日）議事録の承認について 2 第150回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 3 日曜労働相談会の実施概要について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
1413回	3.26	労働委員室及びWeb参加	1 第1412回定例総会（3月12日）議事録の承認について 2 「令和7年度労使ネットとっとり広報実施計画（案）」について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 その他
1414回	4.9	労働委員室	1 第1413回定例総会（3月26日）議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について 3 令和7年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題について 4 第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題等について 5 第150回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1415回	4.23	労働委員室及びWeb参加	1 第1414回定例総会（4月9日）議事録の承認について 2 令和7年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題について 3 第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題等について 4 第150回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について 5 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議の開催について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1416回	5.14	労働委員室及びWeb参加	1 第1415回定例総会（4月23日）議事録の承認について 2 第150回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 3 日曜労働相談会のPRについて 4 出前講座について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他

回別	月日	場所	付 議 事 項 等
1417回	5.28	労働委員室及びWeb参加	1 第1416回定例総会（5月14日）議事録の承認について 2 第150回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 3 第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 4 令和7年度中国地区労使関係セミナーにおける協賛名義の使用許可について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
1418回	6.11	労働委員室及びWeb参加	1 第1417回定例総会（5月28日）議事録の承認について 2 第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 3 令和7年度中国地区労使関係セミナーにおける協賛名義の使用許可について 4 日曜労働相談会について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 第636回公益委員会議の概要について 8 その他
1419回	6.25	労働委員室及びWeb参加	1 第1418回定例総会（6月11日）議事録の承認について 2 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議の概要について 3 令和6年度取扱事件等の概要について 4 日曜労働相談会の実施概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
1420回	7.9	労働委員室及びWeb参加	1 第1419回定例総会（6月25日）議事録の承認について 2 第80回全国労働委員会連絡協議会並びに令和7年度公労使委員合同研修及び公労使委員個別紛争専門研修について 3 県議会農林水産商工常任委員会の結果について（令和6年度取扱事件等の概要） 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他

回別	月日	場所	付議事項等
1421回	7.23	労働委員室	1 第1420回定例総会（7月9日）議事録の承認について 2 第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 その他
1422回	8.6	労働委員室及びWeb参加	1 第1421回定例総会（7月23日）議事録の承認について 2 第80回全国労働委員会連絡協議会並びに令和7年度公労使委員合同研修及び公労使委員個別紛争専門研修について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 その他
1423回	8.27	労働委員室及びWeb参加	1 第1422回定例総会（8月6日）議事録の承認について（定足数に達せず承認持ち越し） 2 令和7年度「労使関係セミナー」の開催について 3 出前講座の開催結果について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 その他
1424回	9.10	労働委員室及びWeb参加	1 労働委員会委員の御逝去に伴う対応について 2 第1422回定例総会（8月6日）議事録の承認について 3 第1423回定例総会（8月27日）議事録の承認について 4 令和7年度個別労働関係紛争処理制度周知月間のPR活動について 5 令和7年度公労使委員合同研修について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 その他
1425回	9.24	労働委員室及びWeb参加	1 第1424回定例総会（9月10日）議事録の承認について 2 第637回公益委員会議の概要について 3 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
1426回	10.8	労働委員室及びWeb参加	1 第1425回定例総会（9月24日）議事録の承認について 2 令和6年度決算に係る県議会決算審査特別委員会の結果について 3 労使関係セミナー in 島根の開催結果について 4 日曜労働相談会について 5 その他

回別	月日	場所	付 議 事 項 等
1427 回 (臨時)	10.27	特別会 議室及 び Web 参加	1 会長及び会長代理の選任
1428 回 (臨時)	10.27	特別会 議室及 び Web 参加	1 第 1426 回定例総会（10 月 8 日）議事録の承認について 2 鳥取県労働委員会幹事会幹事委員の選任について 3 鳥取県労働委員会情報公開調整委員会委員の選任について 4 鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会委員の選任について 5 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の委 嘱について 6 令和 7 年度定例総会・諸会議・相談会等開催計画（案）について 7 日曜労働相談会の実施概要について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 その他
1429 回	11.12	労働委 員室及 び Web 参加	1 第 1427 回臨時総会（10 月 27 日）議事録の承認について 2 第 1428 回臨時総会（10 月 27 日）議事録の承認について 3 令和 7 年度上半期取扱事件等の概要について 4 令和 8 年度当初予算要求方針（案）について 5 令和 7 年度県内企業視察について 6 第 80 回全国労働委員会連絡協議会総会について 7 労使関係セミナーの開催結果について 8 出前講座の開催結果について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1430 回	11.26	労働委 員室	1 第 1429 回定例総会（11 月 12 日）議事録の承認について 2 令和 7 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題等について 3 県議会農林水産商工常任委員会の結果について（令和 7 年度上 半期取扱事件等の概要） 4 第 80 回全国労働委員会連絡協議会総会について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
1431 回	12.10	労働委 員室及 び Web 参加	1 第 1430 回定例総会（11 月 26 日）議事録の承認について 2 個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領等の一部 改正について 3 令和 7 年度公労使委員個別紛争専門研修について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他

回別	月日	場所	付議事項等
1432回	12.24	労働委員室及びWeb参加	1 第1431回定例総会（12月10日）議事録の承認について 2 第81回全労委総会・令和8年度全国労働委員会会長連絡会議における議題（案）の提出について 3 令和7年版鳥取県労働委員会年報の作成について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他

（2）公益委員会議

令和7年に公益委員会議は2回開催された。

回数	月日	場所	付議事項等
636回	6.11	審理監査室	1 法人登記に係る組合資格審査について 2 その他
637回	9.10	労働委員室	1 鳥取県労働委員会候補者（労働者委員）の推薦に係る組合資格審査について 2 その他

（3）情報公開調整委員会

開催なし

（4）個人情報保護調整委員会

開催なし

（5）連絡協議会及び連絡会議

令和7年に開催された全国又は中国（四国）ブロックの連絡協議会及び連絡会議（以下「会議」という。）の概要は次のとおり。

【中央労働委員会主催分】

①委員出席会議

会議名	月日	場所	検討議題等	出席委員
全国労働委員会会長連絡会議	6.13	ダイワロイネットホテル和歌山（和歌山県和歌山市）	講演： 今後の労働基準関係法制の検討課題 （中央労働委員会会長代理 山川 隆一氏） 議題： 和解の取組について （中労委）	三谷 会長 <事務局> 金澤 局長 安永 補佐

会議名	月日	場所	検討議題等	出席委員
第80回全国労働委員会連絡協議会総会	11.13 ～14	東京大学安田講堂(東京都文京区)	講演： 労働委員会にとってのOJTとOff-JT：職業能力開発の理想と現実 (元中央労働委員会会長 諏訪 康雄氏) 議題： 1 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について (中労委) 2 コロナ禍の教訓から学ぶ (中労委)	小松 会長 入江 委員 寺田 委員 山崎 委員 岸田 委員 成瀬 委員 <事務局> 金澤 局長 安永 補佐 進藤 補佐 蓮佛 主事

②事務局向け

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
全国労働委員会事務局長連絡会議	6.12	ダイワロイネットホテル和歌山(和歌山県和歌山市)	中労委報告： 1 審査概況等について 2 調整事件等の概況について 議題： 1 外国人労働者に係る事案への対応について (中労委) 2 事務局職員の人材育成等について (中労委)	金澤 局長 安永 補佐
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	10.23	労働委員会会館(東京都港区)	1 労働組合法第2条の「主体」性について (栃木県労委) 2 労働委員会の民事訴訟のIT化への対応について (中労委) 3 労働委員会事務局における人材確保・育成について(グループ討議) (中労委)	安永 補佐 進藤 補佐
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	10.24	労働委員会会館(東京都港区)	1 中央労働委員会事務局からの説明 (調整業務の運営) 2 都道府県労働委員会からの事例報告 (福岡県労委・鳥取県労委) 3 都道府県労働委員会からの業務報告 (静岡県労委・和歌山県労委・山口県労委)	吉川 参事 安永 補佐 進藤 補佐

【中国（四国）ブロック主催分】

①委員出席会議

会議名	月日	場所	検討議題等	出席委員
中国地区労働委員会会長連絡会議	1.30	ピュアリティまきび（岡山県岡山市）	1 謝罪の内容や形式に固執する個別労働関係紛争のあっせんについて （広島県労委） 2 あっせんにおける解決金額の算定の考え方等について （岡山県労委） 3 令和6年の不当労働行為事件、労働争議の調整（あっせん）及び個別労働関係紛争のあっせんの概要と特に印象に残った事件について （平成29年度会議での決定議題）	三谷会長 入江委員 <事務局> 廣岡局長 安永補佐
第150回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会	5.19	松江テルサ（島根県松江市）	講演： 今後の労働基準関係法制の課題と目指すべき方向性について （中央労働委員会西日本区域地方調整委員 島田 裕子氏） 議題： 1 立会団交の実施について （広島県労委） 2 労働委員会におけるデジタル化の推進について （島根県労委）	三谷会長 道前代理員 矢田委員 寺田委員 竹上委員 三輪委員 <事務局> 金澤局長 前田次長 安永補佐
第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7.8	松江テルサ（島根県松江市）	1 過半数代表者が当事者となる労働争議の調整について （広島県労委） 2 あっせん手続に補佐人の意向が強く影響している場合の対応について （島根県労委）	三谷会長 <事務局> 安永補佐

②事務局向け

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	1.30	ピュアリティまきび（岡山県岡山市）	1 中国地区労働委員会における会議運営のあり方等について （広島県労委） 2 令和6年度中国地区労働委員会会長連絡会議の運営について （岡山県労委） 3 令和7年度中国地区労働委員会事務局審査担当職員研修計画案について （広島県労委） 4 令和7年度中国地区労働委員会事務局調整担当職員及び個別労働関係紛争担当職員研修計画案について （鳥取県労委） 5 令和11年の全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の開催地について （広島県労委） 6 報告事項「令和7年度中国地区労働委員会諸会議開催計画について」 （岡山県労委）	廣岡局長 安永補佐

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	5.19	松江テルサ(島根県松江市)	1 第150回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の運営について (島根県労委)	金澤局長 前田次長
中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議	7.28 ~29	広島県庁(広島県広島市)	講演： 命令書作成の留意点について (中央労働委員会事務局) 議題： 1 労働組合の資格審査における審査方法について (岡山県労委) 2 組合資格審査に係る労組法第5条第2項第7号の「職業的に資格がある会計監査人」による証明について (鳥取県労委) 3 当事者から積極的な主張・立証がない場合の求釈明に対する考え方について (山口県労委) 各県の審査状況及び意見交換 事例研究： 命令書における判断のポイントの研究(あんしん財団事件)	安永補佐 小中主事
中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議	9.4 ~5	鳥取県庁(鳥取市)	講演： 労働者の真実告知義務と使用者における個人情報の取扱い (中央労働委員会西日本区域地方調整委員 河野 奈月氏) 議題： 1 あっせんにおいて、金銭補償によらない解決について (広島県労委) 2 労使紛争事項の中に労働基準監督署の判断権限を含むような内容(未払給与、未払解雇予告手当等)がある場合の対応について (山口県労委) 3 精神障がいを使用者に告知していない労働者に係る労働紛争のあっせんについて (鳥取県労委) 事例研究： 労使紛争調整事件について	金澤局長 前田次長 吉川参事 進藤補佐 徳安係長 樽本主事 蓮佛主事

第2章 不当労働行為の審査

概 況

令和7年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。

なお、平成17年1月施行の労働組合法改正以降係属した事件は、平成18年に1件、平成23年に1件の申立てがあり、両事件ともに関与和解により終結したものである。

第3章 労働組合の資格審査

1 概 況

令和7年中に当労働委員会が取り扱った労働組合資格審査の件数は、新規係属が3件であり、前年からの繰越はなかった。申請理由は、法人登記のためのものが1件、委員推薦のためのものが2件であり、これら全てについて労働組合法上の規定に適合することが決定された。

2 労働組合資格審査一覧

(1) 令和7年労働組合資格審査一覧表

番号	組 合 名	申請理由	申 請 年月日	決 定 年月日	処理状況
1	LIMNO労働組合	法人登記	7.5.1	7.6.11	適 合
2	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部	委員推薦	7.8.19	7.9.10	適 合
3	LIMNO労働組合	委員推薦	7.8.19	7.9.10	適 合

(2) 平成20年～令和7年申請理由別一覧表

申請理由 年 別	委員推薦	不当労働 行為救済 申 立	法人登記	総会決議	計	備 考
平成20	1	—	—	—	1	
21	3	—	—	—	3	
22	—	—	—	—	0	
23	3	1	—	—	4	
24	—	—	1	—	1	
25	3	—	—	—	3	

申請理由 年 別	委員推薦	不当労働 行為救済 申 立	法人登記	総会決議	計	備 考
26	—	—	—	—	0	
27	2	—	—	—	2	
28	—	—	—	—	0	
29	4	—	—	—	4	
30	—	—	—	—	0	
令和元	3	—	—	—	3	
2	—	—	1	—	1	
3	2	—	—	—	2	
4	—	—	—	—	0	
5	2	—	—	—	2	
6	—	—	—	—	0	
7	2	—	1	—	3	

(注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

処理区分 年 別	適 合	不 適 合	取 下 げ	打 切 り	次 年 へ 繰 越	計	備 考
平成 20	1	—	—	—	—	1	
21	3	—	—	—	—	3	
22	—	—	—	—	—	0	
23	3	—	1	—	—	4	
24	1	—	—	—	—	1	
25	3	—	—	—	—	3	
26	—	—	—	—	—	0	
27	2	—	—	—	—	2	
28	—	—	—	—	—	0	
29	4	—	—	—	—	4	
30	—	—	—	—	—	0	
令和元	3	—	—	—	—	3	
2	1	—	—	—	—	1	
3	2	—	—	—	—	2	
4	—	—	—	—	—	0	
5	2	—	—	—	—	2	
6	—	—	—	—	—	0	
7	3	—	—	—	—	3	

(注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

第4章 労働争議の調整

概 況

令和7年中に係属した調整事件はなかった。

なお、近年の傾向に関しては、直近2年間（令和5年及び6年）の調整事件は、2件あり、調整区分は「あっせん」が1件、「調停」が1件であった。調整事項は、「団体交渉の促進等」、「団体交渉の促進・基本給与の改定」であり、終結区分は解決が1件、取下げが1件であった。

第5章 労働争議の実情調査と争議行為予告通知

1 概 況

(1) 労働争議の実情調査

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく新規の労働争議の実情調査件数は25件で、昨年より3件多かった。

調査開始事由は、労働関係調整法第37条の規定による公益事業の争議行為予告通知に基づくものが23件であった。また調査の終結事由は、自主解決によるものが19件で、打ち切りが6件であった。

(2) 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の件数は31件で、昨年より4件多かった。

予告通知者を業種別にみると、医療業が9件、港湾業が7件、道路貨物業が5件、航空業が4件、陸上旅客業が3件、通信業が2件、電気業が1件であった。

2 労働争議実情調査一覧

番号	名 称	交渉地 (市町村)	調査事項	調査 開始 月日	調査 終結 月日	終結 事由
1	因伯通運争議（建交労）	鳥取市	賃上げ等	2.21	4.28	解 決
2	日ノ丸西濃運輸争議（建交労）	鳥取市	賃上げ等	2.19	3.21	解 決
3	鳥取医療生協争議	鳥取市	賃上げ等	3. 3	7. 8	打 切
4	メディコープとっとり争議	鳥取市	賃上げ等	3. 3	7. 8	打 切
5	三朝温泉病院争議	三朝町	賃上げ等	3. 3	7. 8	打 切
6	米子医療生協争議	米子市	賃上げ等	3. 3	7. 8	打 切
7	因伯通運争議（運輸労連）	鳥取市	賃上げ等	3. 6	4.11	解 決
8	日ノ丸自動車争議	鳥取市	賃上げ等	3.11	3.19	解 決
9	日ノ丸ハイヤー争議	鳥取市	賃上げ等	3.21	4.23	解 決
10	NX境港海陸争議(全日本港湾)	境港市	賃上げ等	3.21	5.14	解 決

番号	名 称	交渉地 (市町村)	調査事項	調査 開始 月日	調査 終結 月日	終結 事由
11	済生会境港総合病院争議	境港市	賃上げ等	3.21	4.23	解 決
12	済生会境港総合病院争議	境港市	夏期一時金等	5. 9	6.23	解 決
13	因伯通運争議（運輸労連）	鳥取市	一時金等	5.26	4.11	解 決
14	NX境港海陸争議(全日本港湾)	境港市	夏期一時金等	6.20	6.27	解 決
15	済生会境港総合病院争議	境港市	年末一時金等	10.21	12.15	解 決
16	日ノ丸西濃運輸争議（建交労）	鳥取市	冬季一時金等	10.20	10.27	解 決
17	因伯通運争議（建交労）	鳥取市	冬季一時金等	10.22	11.28	解 決
18	NX境港海陸争議（全国港湾）	境港市	良好な労使関係の 再構築	10.21	12.25	打 切
19	鳥取医療生協争議	鳥取市	賃上げ等	10.20	11. 5	解 決
20	メディコープとっとり争議	鳥取市	賃上げ等	10.20	11.19	解 決
21	三朝温泉病院争議	三朝町	賃上げ等	10.20	12.25	打 切
22	米子医療生協争議	米子市	賃上げ等	10.20	12. 2	解 決
23	NX境港海陸争議(全日本港湾)	境港市	冬季一時金等	11.10	11.26	解 決
24	日ノ丸自動車争議	鳥取市	労働環境整備等	11.18	11.26	解 決
25	日ノ丸ハイヤー争議	鳥取市	労働環境整備等	11.19	11. 4	解 決

3 争議行為予告通知一覧

番号	通 知 者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	予告 月日	備 考
	名 称	所在地 (都道府県)					
1	国鉄労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	2.14	2.25	
2	全日本建設交運一般 労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	2.14	2.27	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸分会
3	日本トランスオーシ ョン航空乗員組合	沖縄県	中労委	賃上げ等	2.19	3.12	
4	全国電力関連産業労 働組合総連合	東京都	中労委	賃上げ等	2.21	3. 7	
5	全日本運輸産業労働 組合連合会	東京都	中労委	賃上げ等	2.27	3.14	因伯通運労働組合
6	エヌ・ティ・ティ労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	2.27	3.11	
7	全国労災病院労働組合	東京都	中労委	統廃合反 対等	2.27	3.13	
8	情報産業労働組合連合 会KDDI労働組合 (KDDI株式会社)	東京都	中労委	賃上げ等	2.28	3.13	
9	全日本空輸乗員組合	東京都	中労委	賃上げ等	2.28	3.18	

番号	通 知 者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	予告 月日	備 考
	名 称	所在地 (都道府県)					
10	全日本国立医療労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	2.28	3.13	
11	鳥取県医療労働組合連合会	鳥取県	鳥取県	賃上げ等	3. 3	3.11	鳥取医療生協労働組合・メディコープとっとり労働組合・三朝温泉病院労働組合・米子医療生協労働組合
12	日本私鉄労働組合総連合会	東京都	中労委	賃上げ等	3. 3	3.14	日ノ丸自動車支部 日ノ丸ハイヤー支部
13	全日本港湾労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	3. 3	3.14	境港支部
14	ANAウイングス乗員組合	福岡県	中労委	労働条件改善等	3. 4	3.21	
15	全国港湾労働組合連合会	東京都	中労委	賃上げ等	3. 7	3.19	
16	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	賃上げ等	3.18	4. 1	境港病院支部
17	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	夏期一時金等	5. 2	5.13	境港病院支部
18	全日本運輸産業労働組合連合会	東京都	中労委	一時金等	5.21	6. 6	因伯通運労働組合
19	全日本空輸乗員組合	東京都	中労委	労働条件改善等	6. 4	6.20	
20	全日本港湾労働組合関西地方本部	大阪府	中労委	夏季一時金	6. 6	6.17	
21	全日本港湾労働組合日本海地方本部	新潟県	中労委	夏期一時金等	6.12	6.28	境港支部
22	全国労災病院労働組合	東京都	中労委	統廃合反対等	9.18	9.29	
23	全日本国立医療労働組合	東京都	中労委	労働条件改善等	10. 8	11. 6	
24	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	年末一時金等	10.10	10.23	境港病院支部
25	全日本建設交運一般労働組合	東京都	中労委	冬季一時金等	10.10	10.22	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸分会
26	全国港湾労働組合連合会	東京都	中労委	良好な労使関係の再構築	10.17	10.28	境港支部

番号	通 知 者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	予告 月日	備 考
	名 称	所在地 (都道府県)					
27	鳥取県医療労働組合 連合会	鳥取県	鳥取県	賃上げ等	10.20	11. 4	鳥取医療生協労働組 合・メディコープと っとり労働組合・三 朝温泉病院労働組 合・米子医療生協労 働組合
28	全日本運輸産業労働 組合連合会	東京都	中労委	年末一時 金等	10.30	11.14	
29	全日本港湾労働組合 関西地方本部	大阪府	中労委	冬季一時 金等	11. 6	11.19	
30	全日本港湾労働組合 日本海地方本部	新潟県	中労委	冬季一時 金等	11. 7	11.28	境港支部
31	日本私鉄労働組合総 連合会	東京都	中労委	労働環境 整備等	11.10	11.22	日ノ丸自動車支部 日ノ丸ハイヤー支部

第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん

1 労働相談

(1) 対応状況

労働相談会における労働相談を含め、令和7年における相談内容及び対応状況は以下のとおりである。

ア 相談内容

件数 (重複集計)	相談内容 (重複集計) [件]				
	経営又は 人事(解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
690	134	93	236	162	65

イ 対応状況

件数 (実数集計)	対応状況 (実数) [件]			
	助言	法令の説明	あっせん 制度説明	他機関紹介
419	268	8	2	141

(2) 日曜労働相談会の開催(年3回、県内3地区一斉開催)

個別労働紛争処理制度の一層の利用促進並びに紛争の未然防止及び迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、労働問題に詳しい労働委員会の委員や関係機関の相談員が直接助言を行う日曜労働相談会を、県中小企業労働相談所(みなくる鳥取・倉吉・米子)、日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)、鳥取労働局、鳥取県社会保険労務士会及び鳥取県弁護士会と共催した。

なお、個別労働紛争処理制度周知月間(10月)中の日曜労働相談会については、より同制度の周知効果を高めるため、鳥根県と同日に開催した。

ア 3月

東部	日	時	令和7年3月2日(日)午後0時45分から午後2時50分まで
	会場		県民ふれあい会館(鳥取市扇町)
中部	日	時	令和7年3月2日(日)午後0時45分から午後3時30分まで
	会場		倉吉体育文化会館(倉吉市山根)
西部	日	時	令和7年3月2日(日)午前10時から午後2時45分まで
	会場		米子コンベンションセンター(米子市末広町)
相談対応機関	労使ネットとっとり、弁護士会、法テラス、社労士会、労働局		
相談対応機関	労使ネットとっとり、弁護士会、社労士会		
相談対応機関	労使ネットとっとり、弁護士会、社労士会、みなくる		

イ 6月

東 部	日	時	令和7年6月22日(日) 午前10時から午後0時40分まで
	会	場	鳥取市福祉文化会館(鳥取市西町)
	相談対応機関		労使ネットとっとり、弁護士会、法テラス、労働局、社労士会
中 部	日	時	令和7年6月22日(日) 午後1時から午後1時45分まで
	会	場	エースパック未来中心(倉吉市駄経寺町)
	相談対応機関		弁護士会、社労士会
西 部	日	時	令和7年6月22日(日) 午前9時50分から午後1時45分まで
	会	場	ふれあいの里(米子市錦町)
	相談対応機関		労使ネットとっとり、弁護士会、社労士会、みなくる

ウ 10月 【個別労働紛争処理制度周知月間】

東 部	日	時	令和7年10月19日(日) 午前10時から午後0時15分まで
	会	場	県民ふれあい会館(鳥取市扇町)
	相談対応機関		労使ネットとっとり、法テラス、労働局、社労士会
中 部	日	時	令和7年10月19日(日) 午前10時35分から午前11時10分まで
	会	場	エースパック未来中心(倉吉市駄経寺町)
	相談対応機関		労使ネットとっとり、社労士会
西 部	日	時	令和7年10月19日(日) 午前10時から午後3時まで
	会	場	国際ファミリープラザ(米子市加茂町)
	相談対応機関		労使ネットとっとり、弁護士会、社労士会、みなくる

(参考) 鳥根県労働委員会の労働相談会：同日、浜田市内で開催

2 個別労働関係紛争あっせん事件

令和7年中の新規申請は13件で、全てが労働者からの申請であり、前年繰越の1件を含め、全14件が終結した。終結区分は、解決7件、取下げ2件、打ち切り5件であった。

【あっせん事件一覧】

事件番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終結日 終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
6-28	R6 12.20 労働者	解雇	R6 12.23	R7 1.27 取下げ	0回	39日	(公)三谷 (労)矢田 (使)名越
7-1	R7 3.6 労働者	職場復帰	R7 3.11	3.21 解決	1回	16日	(公)清水 (労)山崎 (使)竹上
7-2	3.6 労働者	解雇	3.12	3.28 関与解決	0回	23日	(公)三谷 (労)本川 (使)西村
7-3	3.14 労働者	雇用継続	3.17	4.2 打ち切り	0回	20日	(公)三谷 (労)矢田 (使)西村
7-4	3.25 労働者	ハラスメント 雇用継続	3.28	4.21 打ち切り	0回	28日	(公)道前 (労)寺田 (使)三輪
7-5	4.25 労働者	退職	5.2	6.2 関与解決	0回	39日	(公)道前 (労)澤田 (使)竹上
7-6	5.9 労働者	雇止め	5.14	7.28 打ち切り	1回	81日	(公)三谷 (労)山崎 (使)三輪
7-7	5.15 労働者	賃金	5.22	6.30 関与解決	0回	47日	(公)清水 (労)本川 (使)竹上
7-8	5.15 労働者	賃金	5.22	6.27 関与解決	0回	44日	(公)清水 (労)本川 (使)竹上
7-9	7.14 労働者	ハラスメント	7.15	9.17 解決	1回	66日	(公)道前 (労)矢田 (使)竹上
7-10	7.14 労働者	未払退職金	7.15	8.19 関与解決	0回	37日	(公)道前 (労)矢田 (使)竹上
7-11	8.1 労働者	職場環境	8.5	8.19 打ち切り	0回	19日	(公)三谷 (労)寺田 (使)西村

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終 結 日 終結区分	あっせ ん回数	処理 日数	あっせん員
7-12	11.20 労働者	退職	11.28	12.18 打切り	0回	29日	(公)清水 (労)山崎 (使)竹上
7-13	11.25 労働者	ハラスメント	11.28	12.10 取下げ	0回	16日	(公)入江 (労)寺田 (使)三輪

第7章 労使ネットとっとり（個別労使紛争解決支援センター）の活動

1 概況

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、個々の労働者と事業主との間で労働関係上の紛争が増加していることを受け、個別労働紛争の未然防止を図り、迅速な解決を促進することを目的として、平成14年に「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」が施行され、この条例に基づいて鳥取県労働委員会による個別労働関係紛争あっせん制度が整備された。

平成21年度からは、労働委員会の「あっせん」と労働相談を分かりやすく利用しやすいものとするため、労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター（労使ネットとっとり）」を設置した。

また、鳥取県労働委員会が平成28年3月1日に創立70周年を迎えたことを契機に実施した、労使ネットとっとりが行う紛争処理サービスの効果的な周知及び一層の利用促進を目的とした労使ネットとっとりのマスコットキャラクターデザインの公募において、キャラクターデザイン部門で県知事賞に入選した「聞くゾウくん」を労使ネットとっとりの公式マスコットキャラクターとして啓発グッズに活用するなど、県民にとって、より身近で親しみやすく、利用しやすい機関となるよう努めている。

しかし、労使ネットとっとりに対する県民の認知度はいまだ高いとはいえないのが現状であるため、以下の広報基本方針を定め、県内で働く一人ひとりの労働者や事業者に対し、労使ネットとっとりの役割や労使紛争の解決に役立つ情報が届くよう、可能な限り幅広い広報手段を通じて積極的な周知に努めている。

<聞くゾウくん>



2 周知広報活動

(1) 広報の基本方針

ア 広報内容

個別労使紛争解決支援機関としての「労使ネットとっとり」の存在に加えて、その特長である、①公益側委員、労働者側委員、使用者側委員の三者構成のあっせん員が調整の任に当たること、②あっせん員・事務局職員が現地に出向く現地主義であること、③解決が見込まれる場合には（時間や回数の制限なく）何度でもあっせんを行うことの3点と、これまでの解決率、平均処理日数、被申請者の参加率等の実績についても広報・PRする。

イ 集中広報期間等

「労使ネットととりの日」（平成24年6月13日第1107回総会決定）の6月10日がある6月、全国労働委員会連絡協議会の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」である10月に集中的に広報を行うとともに、該当月については、地方紙の発行エリア、民放テレビ、ラジオのローカル局の放送エリアが重なる島根県と共同した広報・PR活動を行う。

ウ 広報媒体等

- 引き続き可能な限り多くの広報媒体の利用を検討するとともに、リーフレットの作成や、新聞広告の掲載、県庁舎等への懸垂幕・横断幕の掲出等、県民により親しみやすい方法で広報する。
- 県内の高校で卒業を控えた高校3年生に対して、一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会発行の冊子「THE社会人」と併せて労使ネットととりのクリアファイルを配布するなど、「未来の労働者」に対する労働教育、紛争の未然防止等の観点からPRをしていく。
- 県民や事業者に労働委員会の個別労働関係紛争あっせん制度や、労働相談の認知度を一層高めることを目的として、「労使ネットとっとり」啓発ステッカーを作成し、県庁舎等の公共施設や掲示協力企業に送付する。ステッカーを身近な場所に掲示することで、労働者・事業者、若年世代が親しみをもつとともに職場環境の改善等に対する関心を高める。

(2) 主な周知広報活動

ア 労働相談会の取組

関係機関との共催による日曜労働相談会の開催（年3回、県内3地区一斉開催）
「第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん 1（2）」にて詳細記載

イ 労働相談会等の周知広報活動

労働相談会の周知を目的として、労働相談会の時期に合わせて以下の①～⑦の周知広報活動を実施した。

①新聞広告（鳥取県からのお知らせ）

地区	掲載日	媒体	内容
全域	2月13日（木）	日本海新聞 山陰中央新報	労働相談会の日時、場所、申込期限等
〃	5月22日（木）	〃	〃

②新聞タウン情報誌

地区	発行日	媒体	内容
鳥取県内全域、島根県安来市、兵庫県但馬地方	1月23日(木)	日本海新聞 タウン情報誌 「うさぎの耳」	労働相談会の日時、場所、申込期限等
//	5月22日(木)	//	//
//	9月25日(木)	//	//

ハラスメント・解雇・配置転換・労働条件など…職場の悩み

日曜労働相談会

労働問題に詳しい 専門家が対応! 労働者・雇用主、どなたでも
ご相談いただけます

2025年 **10月19日** 日
10:00~15:00

東部 県民ふれあい会館 (鳥取市黒町21番地)
中部 エースパック未来中心 (倉吉市駄経寺町212番地5)
西部 国際ファミリープラザ (米子市加茂町二丁目180番地)

無料 秘密厳守

予約制 [申込期限] 10月14日 17:15

以下各連絡先にお電話いただくか、パソコン・スマートフォン等から、とりネット(県ホームページ)にアクセスいただき、電子申請によりお申込みください。
[ホームページ] <https://www.pref.tottori.lg.jp/roui/> 労働ネットとっとり

労働ネットとっとり 0120-77-6010

鳥取県労働委員会個別労働紛争解決支援センター

●場所:鳥取市東町一丁目271番地(鳥取県庁第2庁舎7階) ●電話での労働相談も受け付けています。お気軽にご連絡ください。受付:平日8:30~17:15
共催/鳥取県弁護士会、鳥取労働局、法テラス鳥取、鳥取県社会保険労務士会、鳥取県中小企業労働相談所みなくる、労働ネットとっとり

③ケーブルテレビ・ラジオにおけるCM告知

媒体	放送局	放送期間		
ケーブルテレビ	日本海ケーブルネットワーク (NCN)		6月9日(月) ~ 6月13日(金)	10月6日(月) ~ 10月10日(金)
	中海テレビ	2月17日(月) ~ 2月21日(金)	6月9日(月) ~ 6月12日(木)	9月29日(月) ~ 10月3日(金)
	鳥取中央有線放送 (TCC)		6月2日(月) ~ 6月11日(水)	10月1日(水) ~ 10月10日(金)
ラジオ	エフエム山陰	2月6日(木) ~ 2月15日(土)	6月2日(月) ~ 6月11日(水)	10月1日(水) ~ 10月10日(金)

④懸垂幕・横断幕の掲出

地区	場所	媒体	掲出期間	内容
東部	県議会棟 (鳥取市東町)	横断幕	1月21日(火)から 3月14日(金)まで	全国共通キャッチフレーズ 「ご存じですか?労使ネットとっとり ～雇用のトラブル まず相談～」 労使ネットととりのロゴマーク 相談フリーダイヤル
			6月3日(火)から 6月27日(金)まで	
			9月15日(月)から 10月31日(金)まで	
中部	中部総合事務所 (倉吉市東巖城町) エースパック 未来中心 (倉吉市駄経寺町)	懸垂幕	1月21日(火)から 3月14日(金)まで	
			6月10日(火)から 6月30日(金)まで	
			9月17日(水)から 11月7日(金)まで	
西部	米子市営武道館 (米子市糺町)	横断幕	通年	

⑤ディスプレイ広告（レスポンス広告）

県内のパソコンやスマートフォンなどの利用者が検索エンジンのトップページやその提携先WEBサイトにアクセスした際、労働相談会の情報画像を表示させるディスプレイ広告を実施した。

媒体	検索エンジン	広告期間
インターネット	Yahoo!	9月18日(木)～10月8日(水)

日曜労働相談会

秘密厳守 相談無料

[場所] 鳥取県東・中・西部の3会場で開催!

2025年
10月19日(日)10:00~15:00

〈申込期限〉
10月14日(火)17:15まで **予約制!**

お申込はこちら>

日曜労働相談会 予約制!

相談無料 秘密厳守

2025年 **10月19日(日)**
10:00~15:00

[場所] 鳥取県東・中・西部の3会場で開催!

〈申込期限〉10月14日(火)17:15まで

お申込はこちら>

⑥リスティング広告（検索連動型広告）

「解雇」「パワハラ」などのキーワードを検索した県内のパソコンやスマートフォンなどの利用者を労使ネットととりのホームページに誘導するリスティング広告（特定のキーワードを検索した場合、検索結果画面の上部にホームページ等に誘導するテキスト広告を表示するもの）を実施した。

媒体	検索エンジン	広告期間
インターネット	Yahoo!	1月20日（月）～2月25日（火）
//	//	5月23日（金）～6月17日（火）
//	//	9月16日（火）～10月14日（火）

⑦その他労働相談会の周知広報活動

- 市町村広報紙への掲載依頼
- 関係機関に対するチラシの配布
※電子申請による予約用のQRコードを掲載
〔主な配布先〕

国、県、市町村窓口（労働関係、相談関係等）、図書館、社会福祉協議会、労働者団体（労働組合等）、使用者団体（経営者協会、商工会議所、商工会、青年会議所等）、大学・専門学校、県内高等学校・特別支援学校等（就職希望の卒業生に対して配布）

- 県政記者クラブに対する報道資料提供
- 関係機関に対する周知依頼
〔主な依頼先〕

市町村、共催機関、労働関係団体、経営者団体等

- 労使ネットととり公式ホームページによる告知
- X（旧:Twitter）・Facebook・LINEでのSNSによる情報発信

<チラシ>

パワハラ・セクハラ・解雇・配置転換など・・・職場の悩み

無料
秘密厳守

労働相談会

2025年
10月19日(日)
10:00～15:00

場所!

- ◇東部◇
県民ふれあい会館
(鳥取市扇町21番地)
- ◇中部◇
エースバック未来中心
(倉吉市駐経寺町212番地5)
- ◇西部◇
国際ファミリープラザ
(米子市加茂町二丁目180番地)

- ・労働問題に詳しい**専門家**が対応!
- ・労働者・雇用主など、**どなたでも無料でご相談**いただけます。
- ・**予約制!**
<申込期限>
10月14日(火)17:15まで

聞くソウくん
労使ネットととり
マスコットキャラクター

予約・問合せ先!

以下の連絡先にお電話いただくか、パソコン・スマートフォン等から、とりネット（県ホームページ）にアクセスいただき、電子申請によりお申込みください。

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/roai/> ⇒ 労使ネットととり

労使ネットととり 0120-77-6010
(鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター)
(鳥取市東町一丁目271番地(鳥取県庁第2庁舎7階(鳥取県労働委員会事務局内))
受付時間 平日8:30～17:15

<予約用QRコード>



共催機関 鳥取県弁護士会、鳥取労働局、法テラス鳥取、鳥取県社会保険労務士会、鳥取県中小企業労働相談所みなくる、労使ネットととり

ウ 労働相談窓口の周知ステッカーの作成及び掲示

当労働委員会の実施する労働相談の窓口を広くPRするため、平成28年に労使ネットとっとりの公式マスコットキャラクター「聞くゾウくん」を活用した周知ステッカーを作成し、令和7年も引き続き県内の公共施設等に掲示の依頼を行った。

地区	作成枚数	掲示箇所	内容
全域	周知ステッカー (2種類、計10,000枚)	トイレ、洗面所周辺等の利用者の目に届きやすい場所	労使ネットとっとりの相談フリーダイヤル、相談受付時間等



〔掲示先〕

1 公共施設

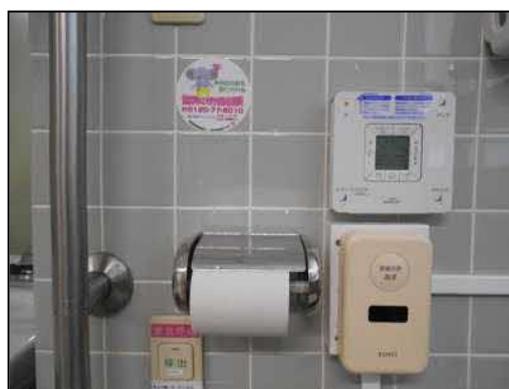
県庁（本庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所、東部庁舎、八頭庁舎、県立ハローワーク）、市町村役場（北栄町以外）、とりぎん文化会館、米子コンベンションセンター

2 県内企業・店舗

株式会社いない、イオンリテール株式会社（イオン日吉津店、イオン米子駅前店、イオン鳥取北店）、株式会社ファミリーマート、株式会社サンマート、株式会社アインホールディングス 等



<とりぎん文化会館>



<鳥取県庁>

エ 「未来の労働者・使用者（県内高校生）」向けの広報

労使ネットとっとりの周知を目的として、就職・進学を控えた県内の高校3年生全員に対し、ワークルールや困ったときの相談先などがまとめられた新社会人向けのハンドブック「THE社会人」の配布に併せて、労使ネットとっとりの相談フリーダイヤルなどを記載したクリアファイルを配布した。

○クリアファイルの配布

地区	日程	媒体	内容
全域	11月中旬	クリアファイル 5,160部	労使ネットとっとりの相談フリーダイヤル、相談受付時間、ホームページ等

オ その他

10月には全国労働委員会連絡協議会において定めた「個別労働関係紛争処理制度周知月間」であり、前記(2)の周知広報活動のうち、10月に実施した取組は共同PR事業として位置づけている。令和7年は、共同PR事業の協力企業である株式会社アインホールディングス（アイン薬局などを展開）の県内11店舗に周知ステッカーの掲示を依頼した。

3 出前講座

これから社会に出ていく高校生などの、未来の労働者又は事業主に対する労働教育、労使紛争の未然防止及び労働委員会の認知度向上を目的として、ワークルールなどについての出前講座を令和7年に3回開催した。

(1) 鳥取敬愛高校

日 程：令和7年1月15日（水）

場 所：鳥取敬愛高校 多目的室

講 師：竹上委員

参加者：生徒約80名

【概要】

冒頭に、竹上委員から労働委員会についての説明があった後、ビジネスの場面におけるルールとマナーの違いに触れた上で、具体的な場面を想定した挨拶などの振る舞いや言葉遣いについて、ペアワークやグループワークを行った。

生徒からは、「言葉遣いや振る舞いの小さな違いで、受ける印象が大きく変わることを実感した。」との感想が寄せられ、「卒業後、働く際には、この講座で学んだことを生かして、社会に貢献できるように頑張っていきたいと思います。」などの謝辞があった。



労働委員会の役割を説明



ビジネスマナーの講座



生徒からの謝辞・決意表明



(2) 県立鳥取緑風高等学校

日 程：令和7年8月26日（火）

場 所：鳥取緑風高校 視聴覚室

講 師：竹上委員

参加者：生徒約50名

【概要】

冒頭に、竹上委員から労働委員会についての説明があった後、ビジネスの場面におけるルールとマナーの違いに触れた上で、マナーとしてふさわしいか、また正しい日本語であるかどうかを生徒と一緒に確認しながら、ビジネスマナーの意義や重要なポイント等について講義が行われた。生徒は、挨拶などの振る舞いや言葉遣い、名刺交換等の具体的な場面について、ペアワーク形式の実践を通して学んでいった。

生徒からは、「様々な場面でのマナーを教えていただき、大変勉強になった。」との感想が寄せられ、「今後の学校生活においても生かしていきたい。」などの謝辞があった。



労働委員会の役割を説明



ビジネスマナーの基礎を解説



重要なポイントを解説



生徒からの謝辞・決意表明

(3) 鳥取敬愛高校

日 程：令和7年11月7日（金）

場 所：鳥取敬愛高校 アリーナ

講 師：道前会長代理

参加者：生徒約130名

【概要】

冒頭に、道前会長代理から労働委員会についての説明があった後、「THE社会人」の冊子を用いながら、労働条件通知書を確認することの大切さ、年次有給休暇、ハラスメントに係る知識など、働く前に知っておいてほしいワークルールなどについて、講義が行われた。また、働き始めてから困ったときの相談窓口について紹介した。

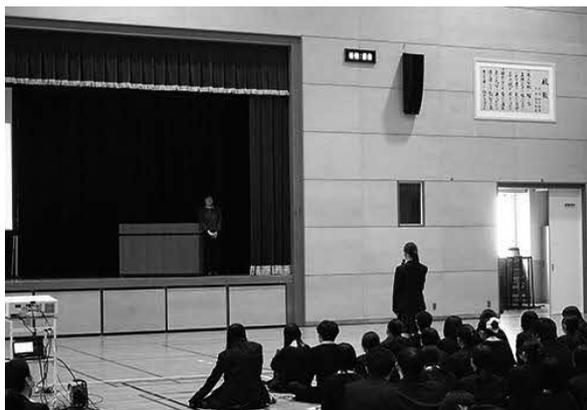
生徒からは、「様々なワークルールの存在や、相談先を知っておくことの大きさがよく分かった。」との感想が寄せられました。また、「この講座で学んだことを生かして、立派な社会人になるよう頑張っていきたいと思います。」などの謝辞があった。



労働委員会の役割を説明



ワークルールの講義



生徒からの謝辞・決意表明

4 個別労働紛争解決制度関係機関の連携

個別労働関係紛争解決制度を運用している機関・団体が連携して、以下の取組を実施した。

(1) 日曜労働相談会の開催（年3回、県内3地区一斉開催）

「第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん 1(2)」にて詳細記載

(2) 鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議（庶務：鳥取労働局）

個別労働関係紛争解決制度を運用している機関・団体が、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換や円滑な連携のための方策等について協議・実施することにより、各機関・団体との連携強化を図り、もって労働関係紛争の解決の促進に資することを目的としてこれらの機関・団体を構成員とする連絡協議会を組織し、原則年1回の定例会議を開催することとしている。本年は以下のとおり開催した。

ア 日時

令和7年10月14日（木）

イ 場所

鳥取労働局（鳥取市富安）

ウ 会議内容等

(ア) 各機関で運用している労働相談、個別紛争解決制度の概要及び令和6年度を中心とした実施状況

(イ) 労働相談・個別労働紛争解決ネットワーク一覧表の修正要否について

(ウ) 各機関からの協議事項、意見交換等

エ 概要

鳥取地方裁判所、鳥取県商工労働部、鳥取県中小企業労働相談所、日本司法支援センター鳥取地方事務所、鳥取県弁護士会、鳥取県社会保険労務士会、鳥取労働局、鳥取県労働委員会が参加し、各機関・団体で運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況についての情報交換を行ったほか、労働相談・個別労働紛争解決ネットワーク一覧表が最新の情報になっているか確認した。また、近年増加傾向にある外国人労働者関連の労働相談や令和7年に発効された最低賃金引上げに伴う労働相談についての情報共有が行われた。

5 委員寄稿文

労委労協（2025年3月号）鳥取県労働委員会労働者委員寄稿

<会員交流>

価値観と人間関係の難しさ

寺田 真里（鳥取県労働委員会労働者委員）

生きていく上で、人とのコミュニケーションは避けて通れません。特に職場では、すべての人と良好な関係を築くことが非常に難しい課題です。よく「相手の立場に立って考える」と言われますが、これは単に相手の意見を聞く以上の意味を持ちます。相手の気持ちを汲み取り、物事を考え、その先の行動につなげる力が求められます。

例えば、発言する前に相手はどう感じるかを考えることが大切です。相手の言葉に感情的に反応せず、一度深呼吸して冷静に対応することで、関係が円滑になります。また、自分がその発言をされた場合にどう感じるかを想像し、嫌な気持ちになりそうであればその発言を控えるべきです。この理解は容易ですが、実践はとても難しいものです。

労働者委員としてあっせん事案を担当してきた中で、人とのコミュニケーションの難しさとその重要性を改めて実感しています。円滑なコミュニケーションがあれば、労働者の不満も早期に解決でき、職場全体の雰囲気良くなることが多いと感じています。コミュニケーションは一方通行ではありません。家族を含む身近な人々との関係でも、相手を気遣う姿勢も大切です。ちょっとした表情の変化や言動から、相手が悩みを抱えているかもしれないと気づき、適切なサポートを提供できることがあります。

私たちは皆、異なる価値観を持っています。価値観とは、何が楽しいか、何が美味しいか、何が重要かといった個々の考え方や感じ方を指します。これらの価値観は、家庭環境や文化、個人的な経験などに影響され、人によって異なります。そのため、自分の価値観が他人に必ずしも通用するわけではありません。例えば、スパイスが効いた料理が好きな人もいれば、辛すぎて食べられない人もいます。お祭りが好きな人もいれば、賑やかな場所が苦手な人もいます。自分にとって“良い”と思うことが、他人にとっても同じように感じられるわけではありません。

人間関係は「鏡」のようなものと言われます。鏡が先に笑わないように、自分が笑顔で接しなければ、相手も笑顔を返してくれません。つまり、相手に対して思いやりや尊重の気持ちを持って接することが重要です。私たちはしばしば、自分が感じる“良い”ことを他人に共有しようとしています。しかし、相手の価値観や感じ方を考慮せずに押し付けると、迷惑や負担になることがあります。大切なのは、相手の価値観を尊重し、理解しようとする努力です。他人に寄り添うとは、相手の立場や感じ方を尊重し、共感することです。

最後に、プラスの関係を築くことをめざすよりも、大切なのは、まずは相手に寄り添い、互いの違いを尊重し理解することです。困難や誤解を乗り越え、互いに寄り添いながら前進することで、真の信頼と理解が生まれるのではないのでしょうか。

さあ、まずは深呼吸。そこから始めましょう。